

鹿児島県県民健康プラザ健康増進センター指定管理者募集要綱

1 指定管理者の募集

公の施設である「県民健康プラザ健康増進センター」（以下「増進センター」という。）については「指定管理者制度」を導入しておりますが、指定管理者として指定された法人その他の団体等（以下「指定管理者」という。）に、令和8年4月1日から増進センターの管理をお願いすることとしています。

つきましては、次の条件及び内容等により増進センターの管理を受けていただく指定管理者を募集します。

2 指定予定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

3 管理の基準等（条件）

指定管理者には、次の条件を遵守していただきます。

- (1) 地方自治法その他の関係法令、鹿児島県県民健康プラザの設置及び管理に関する条例、県民健康プラザの設置及び管理に関する条例施行規則を遵守し、増進センターの適正かつ効率的な管理に努めること。
- (2) 増進センターの休館日は、月曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日の翌日以後の最初の休日でない日）及び12月29日から翌年1月3日までとすること。ただし、指定管理者が、増進センターの管理上必要があると認め、鹿児島県知事が承認した場合は、休館日を変更することができること。
- (3) 増進センターの利用時間は、午前9時から午後9時まで（日曜日及び休日にあつては、午前9時から午後7時まで）とすること。ただし、指定管理者が、増進センターの管理上必要があると認め、鹿児島県知事が承認した場合は、利用時間を変更することができること。
- (4) 増進センターの管理運営に当たっては、住民の平等な利用について確保すること。
- (5) 各種トラブル等については、迅速かつ適切に対応すること。
- (6) 当該管理業務については、事前に鹿児島県知事の承認を受けた場合を除いて、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならないこと。
- (7) 毎年度、事業開始前には事業計画書等、事業終了後には事業報告書等関係書類を提出すること。
- (8) 毎月、増進センターの利用実績及び利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収実績について、翌月10日までに報告すること。
- (9) 管理経費の縮減に努めること。
- (10) 指定管理者は、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることとし、その管理する公の施設の業務に従事している者（従事者）は、当該施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のため使用してはならない。指定管理者の指定の期間が終了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者が職務を退いた後についても、同様とする。
- (11) 管理業務の開始及び終了又は指定管理者の指定の取消し等に伴う業務の引き継ぎは、適正かつ十分に行うこと。

- (12) 増進センターの利用料金については、指定管理者が定めることができるが、あらかじめ鹿児島県知事の承認を必要とすること。なお、利用料金については、増進センターと規模、形態等において類似の施設の同類の料金と比較して、均衡のとれた設定とすること。

4 指定管理者が行う業務（管理の内容）

増進センターの維持管理及び健康づくり事業等の実施並びに利用許可、承諾、利用料金の徴収等について、指定管理者の責任において実施していただきます。

なお、業務の詳細な内容については、「増進センター管理業務等仕様書」によるものとします。

管理の内容は次のとおりです。

- (1) 増進センターの施設（これに附属する設備及び備品を含む。以下同じ。）の維持管理に関すること。

- ① 増進センターの施設の維持管理
- ② 増進センターの館内及び施設内の見回り、広場植栽等の管理
- ③ 増進センターの簡易な修繕（施設の改築、又は諸機器の整備等県が直接実施するものを除く。）
- ④ 増進センターの利用促進及び広報宣伝
- ⑤ 増進センターの防災対策及び利用者の安全対策
- ⑥ 増進センターの消耗品等の調達、取替補充及び処分

- (2) 増進センターの施設を利用した健康づくりに関すること。

- ① 健康度の測定及び評価の実施に関すること
- ② 健康づくりの指導及び講習の実施に関すること
- ③ 健康づくりについての調査研究の実施に関すること
- ④ 健康づくりについての情報提供の実施に関すること
- ⑤ 「センター・オブ・センターズ」機能強化のための事業実施及び技術支援に関すること
- ⑥ 健康づくりの普及啓発及び相談に関すること

- (3) 増進センターの利用の許可及び承諾に関すること。

- ① 増進センターの開館、閉館
- ② 増進センターの利用許可及び利用許可の取消し等に関する業務

- (4) 増進センターの利用料金に関すること。

- ① 利用料金の徴収
- ② 利用料金の減免
- ③ 利用料金の返還

- (5) 増進センターの管理に係る報告等に関すること。

- ① 増進センター内の施設等を損傷した場合の報告
- ② 増進センターにおけるトラブル等発生時の関係機関への連絡
- ③ 増進センター利用状況の報告（月報・年報等）

5 申請資格

- (1) 次の要件を満たすものとします。

- ① 鹿児島県内に事務所を有する法人その他の団体（以下「団体等」という。）であること。
- ② 健康づくりに関する事業等の実績がある団体等であること。

- ③ 健康増進センター施設運営に熱意を持ち、施設の効用を最大限に発揮するとともに効率的な管理運営が図れる者であること。
- (2) 次のいずれかに該当する団体等は、申請者となるできません。
- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
 - ② 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者
 - ③ 鹿児島県が行う建設工事等の請負又は物品の購入、役務の提供若しくは製造の請負の指名停止措置を受けている者
 - ④ 法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者
 - ⑤ 次のアからクまでのいずれかに該当する者
- なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合があります。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 役員等が、暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成 26 年鹿児島県条例第 22 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められる団体等
- なお、役員等とは、次に掲げる者をいいます。（以下同じ。）
- (ア) 法人にあっては、役員（非常勤の者を含む。）、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者又は実質的にその経営を支配している者
 - (イ) 法人格を有しない団体にあつては、代表者、理事その他(ア)に掲げる者と同等の責任を有する者
- ウ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している団体等
- エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している団体等
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している団体等
- カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している団体等
- キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している団体等
- ク アからキまでに定める者の依頼を受けて申請しようとする団体等

(3) 複数の団体等による申請

施設のサービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の団体等（以下「グループ」という。）が共同して申請することができる。この場合については、次の事項に留意すること。

- ① グループの名称を設定し、グループ内で代表となる団体等を定めること。この場合において、その他の団体等は、当該グループの構成団体として扱うこと。
- なお、代表となる団体等又は構成団体の変更は、原則として認めない。
- ② グループの構成団体間における委託業務に係る経費に関する連帯責任の割合等については、別途、協定書で定めるなどすること。
 - ③ 単独で応募した団体等は、グループによる応募の構成団体となることができないこと。

- ④ 複数のグループにおいて、同時に構成団体になることはできないこと。
 - ⑤ 下記「6 申請方法」(1)の⑤から⑩までについては構成団体ごとに提出すること。
- (4) 申請者が、次のいずれかに該当する場合は、失格とします。
- ① 異なる申請書を複数提出したとき。
 - ② 申請書類の内容に虚偽又は不正があったとき。
 - ③ 申請内容が、申請書類の様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないとき。
 - ④ 申請書類に、記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないとき。
 - ⑤ 選定委員会の委員に個別に接触したとき。
 - ⑥ その他不正な行為があったとき。

6 申請方法

(1) 申請書類については、次のとおり。

- ① 指定管理者指定申請書（様式 1）
- ② 事業計画書（様式 2）
- ③ 収支予算書（様式 3）
- ④ グループが共同して申請する場合には、共同事業体構成員等一覧及び共同事業体協定書兼委任状（様式 4）
- ⑤ 法人にあっては、法人の登記事項証明書（現在事項全部証明書）及び定款又は寄附行為（法人以外の団体にあっては、定款その他基本約款等）
- ⑥ 決算書（貸借対照表、損益計算書等の財務諸表等）過去 2 年分
- ⑦ 納税証明書（未納なし証明）：県税、消費税及び地方消費税
- ⑧ 法人等の概要（増進センター管理の実績又は見込み）等を記載した書類
- ⑨ 法人等の役員名簿
- ⑩ 誓約書（様式 5）

(2) 提出部数

正本 1 部及び副本 2 部

(3) 申請に当たっての留意事項

- ① 申請に要する経費は、すべて申請者の負担とします。
- ② 事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、指定管理者の決定の公表など、必要な場合は、事業計画書等の内容を、県が無償で利用できるものとします。
- ③ 申請期限後の申請書類の再提出及び差し替えは、原則として認めません。
- ④ 必要に応じ、追加資料の提出をお願いする場合があります。
- ⑤ 申請書類その他提出された書類は、返却しません。
- ⑥ 申請書類その他提出された書類は、鹿児島県情報公開条例の規定に基づき開示することがあります。ただし、個人情報及び法人等の正当な利益を害する情報は非開示とします。

(4) 提出先等

申請書類は（休日を除く）申請期間中（受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。ただし休日は除く。）に下記へ提出してください。

なお、郵便により送付する場合にあっては、申請期間最終日午後 5 時 15 分までの必着となります。

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号

鹿児島県保健福祉部健康増進課（県庁行政庁舎 2 階） 健康増進・歯科栄養係

7 申請期間及び選定等の日程

(1) 申請期間及び選定等の日程

年 月 日	内 容
令和7年7月16日（水）から 令和7年8月15日（金）まで （受付時間：午前8時30分から 午後5時15分まで）	申請期間
令和7年7月23日（水）13時30分	現地説明会 （県民健康プラザ健康増進センター 2階会議室）
令和7年9月3日（水）	第2回指定管理者選定委員会 （審査及びヒアリング）
令和7年10月上旬頃	選定結果の通知

※ 現地説明会について

健康増進センター2階会議室において、施設の内容等について説明します。参考資料等の配布を行いますので、参加を希望する団体等は、令和7年7月17日（木）午後5時15分までに、下記17の問合せ先まで御連絡ください。

(2) 質問について

管理の業務に係る質問は、書面（様式6）により、令和7年7月18日（金）までに提出してください。（FAX、電子メール可）

なお、質問に対する回答は、上記(1)の現地説明会の実施時にとりまとめて回答します。

また、現地説明会当日及び現地説明会実施後も質問を受け付けますが、できるだけ上記期間内にお願いします。

8 選定基準等

指定管理者の選定基準等及び配点は、次のとおりです。

(1) 住民の平等な利用【20点】

- ① 施設の管理運営についての基本的な考えは、施設の目的を踏まえ適切かつ妥当か。（10点）
- ② 平等な利用のための取扱いが適切かつ妥当か。（10点）

(2) 施設の効用の最大限の発揮【25点】

- ① 事業計画書と収支計画書の内容が施設の目的を踏まえた適切かつ妥当なものであるか。（10点）
- ② 利用者に対するサービス向上及び利用者増加のための創意工夫が図られるか。（5点）
- ③ 健康増進センターの機能を十分に活用して健康づくり事業を展開できるか。（5点）
- ④ 健康増進センターの機能活用に対応した組織及び人員配置などの運営体制か。（5点）

(3) 管理経費及び効率的な職員配置【20点】

- ① 管理に係る経費が適切であるか。（10点）
- ② 管理に必要な職員の配置が効率的に行われているか。（10点）

(4) 管理を安定して行う人的及び物的能力【25点】

- ① 管理責任及び管理体制が明確になっているか。（5点）

- ② 良好で安定的な運営ができる経営基盤を有するか。(10 点)
- ③ 施設の管理運営のノウハウを有するか。(10 点)
- (5) その他必要と認める事項【10 点】
 - ① 関係機関・団体や地域との連携協力が図られるか。(10 点)

9 指定管理者の候補者の選定

- (1) 指定管理者の候補者の選定に当たっては、選定基準に基づき、指定管理候補者選定委員会で審査及びヒアリング（事業計画書等の説明及び質疑応答）を行います。
- (2) 指定管理候補者選定委員会の審査結果を踏まえ、指定管理者の候補者を選定したときは、速やかに、その結果をすべての申請者に通知し、同時に鹿児島県のホームページ等により公表します。

10 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

上記9において、指定管理者の候補者として選定された者については、鹿児島県議会の議決を経て、指定管理者として指定を行うものとします。

(2) 協定の締結

鹿児島県と指定管理者は、管理に係る細目的事項、鹿児島県が支払うべき管理経費の額等を定めるため、「協定」を締結し、「協定書」を作成します。

協定書の作成に当たっては、指定期間を通じての基本的事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの業務に係る事項を定めた「年度別協定」を締結します。

(3) 留意事項

- ① 上記(1)で指定管理者の指定を受けた者が、正当な理由がなく上記(2)の協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定を取り消すことがあります。
- ② 上記(1)で指定管理者の指定を受けた者が、上記(2)の協定の締結までに、次に掲げる事項に該当することが判明した場合は、指定管理者の指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。
 - ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実でないと認められるとき。
 - イ 著しく社会的信用を損う等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

11 管理業務費

増進センターの管理に係る管理業務費は、事前計画書において提示のあった金額に基づき、指定管理者と協議を行い、「基本協定」を締結することとしますが、各年度の管理経費は、毎年度、予算の範囲内で、鹿児島県と指定管理者の間で締結する「年度別協定」において定めることとします。

また、利用料金は、指定管理者の収入とします。

なお、指定管理者は、鹿児島県県民健康プラザの設置及び管理に関する条例及び同条例・施行規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができることとしますが、鹿児島県は補充を行いません。

鹿児島県は増進センターの管理に係る管理業務費から利用料金収入見込額を差し引いた額を、毎年度の予算の範囲内で、委託料として支払うこととします。

12 指定管理者と鹿児島県の責任分担等

指定管理者と鹿児島県の責任分担については次のとおりです。

ただし、次表で定める事項で疑義がある場合又は次表で定めのない場合は、鹿児島県と指定管理者が協議の上、リスク分担を決定することとします。

内 容	指定管理者	鹿児島県
施設（建物、工作物、機械設備等）の保守点検	○	
施設の維持管理	○	
健康づくりの事業の立案、実施	○	
安全衛生管理	○	
施設の利用許可、取消し等	○	
利用料の徴収	○	
事故・火災による施設の損傷（事案による）	○	○
施設利用者の被災に対する責任（事案による）	○	○
包括的な管理責任		○

なお、指定管理者は、施設利用者の被災に対する第一時的責任を有し、施設又は施設利用者に災害等があった場合は、迅速かつ適切に対応し、直ちに鹿児島県に報告しなければなりません。

13 管理の継続が困難になった場合等における措置

指定管理者は、管理の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに鹿児島県に報告しなければなりません。

管理の継続が困難となった場合等における措置については、次のとおりです。

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により、管理が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合、鹿児島県は指定管理者に対して改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施等を求めることができます。この場合、指定管理者が当該期間内に改善することができなかった場合等には、鹿児島県は指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができます。
- (2) 指定管理者が倒産（解散）し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合、鹿児島県は指定管理者の指定を取り消すことができます。
- (3) 上記(1)又は(2)により指定管理者の指定が取り消され、若しくは業務の停止を命じられた場合、指定管理者は鹿児島県に生じた損害を賠償しなければなりません。
- (4) 不可抗力その他、鹿児島県又は指定管理者の責めに帰することができない事由により、管理の継続が困難となった場合、鹿児島県と指定管理者は管理の継続の可否について協議することとします。

14 事業報告書等

指定管理者は、毎年度終了後30日以内、又は鹿児島県が必要と認めるときに、次の内容の事業報告書を提出しなければなりません。

- ① 管理業務の実施状況
- ② 増進センターの利用実績
- ③ 利用料金の徴収実績
- ④ 利用料金免除の実績
- ⑤ 管理業務費等の経理の状況（収支決算）
- ⑥ その他鹿児島県が別に定める書類

また、毎月、次の内容の報告書を翌月１０日までに提出しなければなりません。

- ①増進センター利用状況
- ②利用料金の徴収実績
- ③利用料金減免の実績

15 調査及び監査等

鹿児島県は、毎年度事業終了後の報告書及び毎月の事業報告書のほか、指定管理者の管理する施設の適正を期するため、必要があると認める場合、指定管理者に対して、当該管理の業務及び経理の状況に関する報告を求め、実施について調査し、又は必要な指示をすることができます。指定管理者がこれに従わなかった場合、鹿児島県は指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができます。

また、監査委員等が鹿児島県の事務を監査するのに必要があると認める場合、指定管理者に対して立会を求め、実施について調査し又は帳簿書類その他の記録の提出を求める場合があります。

16 その他

指定管理者がその責めに帰すべき事由等により、その指定を取り消され、又は期間を定めて管理の業務全部若しくは一部の停止を命じられた場合に、指定管理者に損失が生じても鹿児島県はその補償を行いません。

17 問合せ先

鹿児島県保健福祉部健康増進課健康増進・歯科栄養係

住 所 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号

電 話 099-286-2717

F A X 099-286-5556

電子メールアドレス kenko@pref.kagoshima.lg.jp